



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年4月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人マッシュマロ
- 3 代表者の氏名  
百瀬 茂久
- 4 主たる事務所の所在地  
塩尻市大字大門71番地1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害者の自立生活を支援する事業や市民の理解を得る為に必要な事業を行い、障害者が地域で当たり前暮らしていける社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成25年5月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験日時  
平成25年9月13日（金） 午前10時から午後3時30分まで
- 2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	佐久合同庁舎（佐久市跡部65-1）
伊那市	伊那商工会館（伊那市中央4605-8）
松本市	松本合同庁舎（松本市大字島立1020）
長野市	長野市生涯学習センター（長野市大字鶴賀門御所町1271-3）

- 3 試験科目
  - (1) 薬事に関する法規と制度
  - (2) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
  - (3) 人体の働きと医薬品
  - (4) 主な医薬品とその作用
  - (5) 医薬品の適正使用と安全対策
- 4 受験資格  
次のいずれかに該当する者とします。
  - (1) 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
  - (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学（短期大学

- を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者
  - (4) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。以下この項において同じ。）、薬種商販売業、店舗販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者
  - (5) 4年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業、店舗販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者
  - (6) 一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり(1)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めた者

5 受験手続

- (1) 提出書類
  - ア 受験願書
  - イ 受験資格を証する書類
  - ウ 写真1枚（出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの）
- (2) 受験手数料  
15,000円（長野県収入証紙により納付してください。）
- (3) 受付期間  
平成25年7月1日（月）から7月12日（金）までの土曜日及び日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで（郵送による場合は、平成25年7月12日までの消印があるものに限り受け付けます。）
- (4) 受付場所  
ア 次の表に掲げる最寄りの保健福祉事務所又は長野市保健所

名称	所在地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所	松本市大字島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所	長野市大字中御所字岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市大字静岡1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

- イ 長野県健康福祉部薬事管理課  
（県庁専用郵便番号 380-8570、住所記載不要）
- ウ 次の表に掲げる保健福祉事務所支所では受験願書の受付はできませんのでご注意ください。ただし、受験願書の配布は行います。

名 称	所 在 地
飯田保健福祉事務所阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1

## (5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

## (6) 注意事項

- ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。
- イ 受験願書提出後の試験場所の変更はできません。

## 6 合格発表

平成25年10月18日(金)午前9時に長野県内の保健福祉事務所、飯田保健福祉事務所阿南支所及び長野市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

## 7 その他

- (1) 受験願書に記載していただく個人情報、登録販売者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等を行うことはありません。
- (2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課又は最寄りの保健福祉事務所若しくは長野市保健所に行ってください。

薬事管理課

## 公告

長野県環境影響評価条例(平成10年長野県条例第12号)第15条の規定により 湖周行政事務組合長 今井竜五 から準備書及び要約書の送付を受けたので、同条例第16条の規定により次のとおり公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供します。

平成25年5月9日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 事業者の氏名及び住所(事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 湖周行政事務組合長 今 井 竜 五  
長野県岡谷市幸町8番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称  
湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業
- (2) 種類  
廃棄物処理施設の建設(ごみ焼却施設)
- (3) 規模  
処理能力 110t/日
- 3 対象事業実施区域  
岡谷市宇内山4769番地の14
- 4 長野県環境影響評価条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
岡谷市、塩尻市、上伊那郡辰野町
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県環境部環境政策課、長野県諏訪地方事務所環境課、岡谷市役所川岸支所・湊支所・長地支所、諏訪市役所市民部生活環境課、塩尻市役所市民環境事業部生活環境課、下諏訪町役場住民環境課、辰野町役場住民税務課及び湖周行政事務組合事務局総務建設課	平成25年5月9日(木)から平成25年6月10日(月)まで。 ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで

## 6 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## (1) 意見書の提出期限

平成25年6月24日(月)まで

## (2) 意見書の提出先

〒394-8510 長野県岡谷市幸町8番1号  
湖周行政事務組合事務局総務建設課

## (3) 意見書の記載事項

- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である準備書の名称(「湖周行政事務組合ごみ処理施設建設に係る環境影響評価準備書」と記載するものとする。)
- ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。)

環境政策課

## 公告

中野市八ヶ郷土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成25年5月9日

長野県北信地方事務所長 柳 澤 直 樹

## 理 事

## 新 任

氏 名 住 所  
小 林 俊 幸 中野市大字桜沢1143番地

農地整備課

## 公告

中野市西部土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成25年5月9日

長野県北信地方事務所長 柳 澤 直 樹

## 理 事

## 新 任

氏名住所  
小林俊幸 中野市大字桜沢1143番地

農地整備課

公告

安曇野市烏川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年5月9日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

理事

新任

氏名住所  
伊藤伸一 安曇野市穂高7428番地  
藤原大令 安曇野市穂高牧427番地  
浅川義明 安曇野市穂高柏原3596番地3  
海川忠實 安曇野市穂高柏原3153番地1  
山口一栄 安曇野市堀金烏川851番地  
唐澤守 安曇野市堀金烏川5396番地2  
唐澤和樹 安曇野市堀金烏川2336番地  
高橋一芳 安曇野市堀金三田1727番地  
三澤明石 安曇野市堀金三田1342番地

重任

氏名住所  
荻原直登 安曇野市穂高7913番地2  
下里宏 安曇野市穂高柏原2118番地12  
丸山忠志 安曇野市堀金烏川1122番地1

退任

氏名住所  
藤原健泰 安曇野市穂高牧648番地  
山下忠水 安曇野市穂高柏原3917番地  
望月清保 安曇野市穂高柏原2951番地  
伊藤健 安曇野市穂高7337番地  
藤原榮 安曇野市堀金烏川566番地  
長瀬茂 安曇野市堀金烏川5431番地2  
青柳弘行 安曇野市堀金三田1742番地2  
宮澤和紀 安曇野市堀金三田1250番地  
北林吉彦 安曇野市堀金烏川2305番地3

農地整備課

公告

安曇野市第二拾ヶ堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年5月9日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

理事

新任

氏名住所  
柴野公夫 安曇野市堀金烏川2068番地1  
西川支朗 安曇野市堀金烏川2178番地1

望月保二 安曇野市堀金烏川3873番地  
浅川利夫 安曇野市堀金烏川4790番地  
浅川克浩 安曇野市堀金烏川4758番地  
黒岩和彦 安曇野市堀金烏川4884番地4  
須澤弘 安曇野市堀金烏川4238番地1  
中村哲郎 安曇野市穂高柏原1821番地

重任

唐澤正人 安曇野市堀金烏川5245番地

退任

氏名住所  
米倉勝身 安曇野市堀金烏川2175番地1  
黒岩直寛 安曇野市堀金烏川4780番地  
中田武 安曇野市堀金烏川5103番地2  
塚田茂利 安曇野市堀金烏川4806番地  
黒岩大観 安曇野市堀金烏川4125番地  
長瀬武士 安曇野市堀金烏川4916番地  
百瀬清美 安曇野市堀金烏川2106番地  
西川文雄 安曇野市堀金烏川2155番地2

農地整備課

公告

千曲市西部土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年5月9日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

理事

新任

氏名住所  
唐澤一夫 千曲市大字稲荷山1974番地

退任

氏名住所  
小玉新市 千曲市大字稲荷山92番地

監事

新任

氏名住所  
小玉新市 千曲市大字稲荷山92番地

退任

氏名住所  
金井貞夫 千曲市大字稲荷山190番地7

農地整備課

公告

佐久平土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成25年5月9日

長野県佐久地方事務所長 青柳郁生

理事

退任

氏名住所

白田尚武 佐久市桜井152番地2

農地整備課

## 公告

中信平土地改良区連合の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成25年5月9日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

理事

退任

氏名 住所

勝野利勉 安曇野市穂高有明7660番地2

農地整備課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年5月9日

長野県佐久建設事務所長 石井杉男

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務

ダム貯水池の水質調査業務委託

#### (2) 役務の特質

入札説明書によります。

#### (3) 履行期間

契約締結の日から平成25年12月20日まで

#### (4) 履行場所

南佐久郡佐久穂町 古谷ダム

北佐久郡御代田町 湯川ダム

#### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条

第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により長野県知事から水中の物質の濃度の計量証明の事業登録を受けた者であること。

(6) 過去5年以内に同種の水質調査業務の履行実績を有する者であること。

(7) 長野県内に本店を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市白田2015

長野県佐久建設事務所 総務課

電話 0267 (82) 3101

### 4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年5月23日（木） 午後1時30分

イ 場所 長野県佐久建設事務所 第1会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年5月16日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年5月9日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 岩 嶋 敏 男

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等及び予定数量

別表のとおり

## (2) 物品等の特質

仕様書のとおり

## (3) 納入期限

契約日から平成26年3月31日までの間で別に指定する日

## (4) 納入場所

入札説明書のとおり

## (5) 入札方法

別表の番号ごとに入札に付し、それぞれの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が別表の番号ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局水道事業係

電話 026 (235) 7381

## 4 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年5月23日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県企業局 分室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年5月16日(木)午後5時

までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

番号	調達する物品等	予定数量 (基)	等級 区分
1	接続口径13mm水道メーター R =100 (直読)	9,340	A
2	接続口径20mm水道メーター R =100 (直読)	3,240	A
3	接続口径25mm水道メーター R =100 (直読)	235	A、B 又はC
4	接続口径30mm水道メーター R =100 (直読)	44	A、B 又はC
5	接続口径40mm水道メーター R =100 (直読)	56	A、B 又はC
6	接続口径50mm水道メーター R =100 (隔測)	43	A又は B
7	接続口径75mm水道メーター R =100 (隔測)	18	A、B 又はC
8	接続口径100mm水道メーター R =160以上 (隔測)	5	A、B 又はC

企業局

## 公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり行います。

平成25年5月9日

長野県公安委員会

## 1 講習の対象者

次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る同規則第8条に規定する合格証（以下「旧検定合格証」といいます。）の交付を受けている者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## 2 講習に係る警備業務の区分、講習の実施期日等及び場所

### (1) 警備業務の区分及び実施期日等

警備業務の区分	実施期日（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）	時間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成25年7月22日（月）から7月31日（水）まで	午前9時から午後5時まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成25年9月3日（火）から9月10日（火）まで	
法第2条第1項第3号の警備業務	平成25年9月24日（火）から10月1日（火）まで	
法第2条第1項第4号の警備業務	平成25年10月7日（月）から10月15日（火）まで	

### (2) 場所

千曲市大字磯部1144-4

地方職員共済組合戸倉保養所名月荘

## 3 受講定員

各警備業務の区分毎に40人

## 4 受講の手続

### (1) 事前申込み

#### ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(5) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

### イ 電話受付日

警備業務の区分	電話受付日
法第2条第1項第1号の警備業務	平成25年6月10日（月）
法第2条第1項第2号の警備業務	平成25年7月30日（火）
法第2条第1項第3号の警備業務	平成25年8月19日（月）
法第2条第1項第4号の警備業務	平成25年9月2日（月）

### ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

## (2) 受講申込書の提出

ア 講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

(7) 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真（受講申込書に貼付）1枚

(4) 1の(1)に該当する者にあつては、受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する書面（以下「警備業務従事証明書」といいます。）

(9) 1の(2)に該当する者にあつては、1級の検定に係る合格証明書の写し

(5) 1の(3)に該当する警備員にあつては、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(4) 1の(4)に該当する者にあつては、1級の旧検定合格証の写し

(4) 1の(5)に該当する警備員にあつては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

(4) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

### イ 提出期間

警備業務の区分	提出期間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成25年7月1日（月）から7月5日（金）まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成25年8月12日（月）から8月16日（金）まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成25年9月2日（月）から9月6日（金）まで
法第2条第1項第4号の警備業務	平成25年9月9日（月）から9月13日（金）まで

## (3) 講習手数料

講習手数料は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

ア 法第2条第1項第1号の警備業務 47,000円

イ 法第2条第1項第2号の警備業務 38,000円

ウ 法第2条第1項第3号の警備業務 38,000円

エ 法第2条第1項第4号の警備業務 34,000円

## 5 その他

(1) 受講申込書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

- (2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年5月9日

長野県企業局南信発電管理事務所長

中 沢 清

- 1 入札の目的  
建設工事の請負契約
- 2 工事名  
平成25年度小洪第3発電所水車ランナー取替工事
- 3 工事箇所名  
下伊那郡松川町生田 小洪第3発電所
- 4 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 電気工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。
    - ア 資格総合点数が778点以上であること。
    - イ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
    - ウ 種類を同じくする工事（出力500kW以上のクロスフロー水車ランナーの設計製作及び設置工事又は取替工事）を公共機関等から元請けし、平成10年4月1日から公告日の前日までの間に誠実に履行した実績を有する者であること。
  - (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5 工期  
着手日から280日間
- 6 支払条件
  - (1) 前金払  
原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。
  - (2) 部分払  
原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。
- 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等  
建設工事請負契約書（案）、設計図書、入札条件注意書及び入札説明書を平成25年5月9日（木）から平成25年5月27日（月）まで次の場所において縦覧に供します。

長野県伊那市狐島3802-2  
長野県企業局南信発電管理事務所  
電話 0265 (72) 6121

## 8 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成25年5月27日（月） 午後1時30分  
イ 場所 長野県企業局南信発電管理事務所 2階会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年5月20日（月）午後5時までに上記7の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 低入札価格調査制度の適用  
低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。
- (6) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (8) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (9) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (10) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 9 その他

詳細は、入札説明書によります。

企 業 局